

平成22年度税制改正大綱（抜粋）

～納税者主権の確立へ向けて～

平成21年12月22日

〈国民健康保険税〉

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を50万円（現行47万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を13万円（現行12万円）に引き上げます。

国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割合を選択できることとします。